

使用水量のお知らせへの広告掲載取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、営業課における広告の掲載に関し、和歌山市企業局広告掲載取扱要綱(平成24年12月1日施行)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告主等 広告主又は広告代理店をいう。
- (2) 広告掲載 広告媒体に広告を掲載することをいう。

(広告の対象)

第3条 広告掲載の対象は、使用水量のお知らせとする。

(広告掲載の規格等)

第4条 広告の掲載位置、規格等は、次のとおりとする。

- (1) 掲載位置 使用水量のお知らせの裏面
- (2) 規格 約縦65ミリメートル・約横165ミリメートル
- (3) 広告の色 2色

2 広告には、広告主等の名称及び連絡先を記載し、広告である旨を表示しなければならない。

(公募による募集)

第5条 広告掲載を希望する広告主等(以下「広告掲載希望者」という。)の募集は、公募の方法によるものとする。

2 前項の規定による公募は、市の広報紙若しくはホームページ又はその両方で行う。

(広告掲載料の最低募集価格)

第6条 管理者は、広告掲載料の最低募集価格を設けることができる。

2 前項の最低募集価格を設けたときは、第5条第2項の規定に基づき周知するものとする。

(広告掲載の決定等)

第7条 管理者は、広告掲載希望者及び広告の内容が、使用水量のお知らせに掲載するに当たり適当であると認められる者のうち、広告申込額が最も高いもの(以下この条において「候補者」という。)を広告主等として選定する。

2 候補者が、2者以上のときは、後日、候補者全員によるくじにより決定する。

3 前項の規定に基づく、くじ実施日時と場所は、候補者に通知する。

4 くじに参加しなかった候補者及び遅刻した候補者は棄権したものとみなし、くじ結果について異議を申し立てることはできないものとする。

5 広告主等は、自己の権利を他人に譲ることはできないものとする。

(雑則)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この基準は、令和3年9月1日から施行する。